

1 1 優れた群馬の環境を守り、未来へ継承するプロジェクト

政策目標の概要(A)

地球環境問題が深刻化し、さまざまな悪影響が懸念され、そのための取組が世界共通の課題となっている中で、本県は、率先して、環境を良好な状態で次世代へ引き継いでいくための先進的、特徴的な取組を行って社会をリードしていく。

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H26 決算 (千円)	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
<p>1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る</p> <p>(1)自然環境の保全</p> <p>■ 自然保護の原点といわれる「尾瀬」について、あるべき姿を展望しながら、保護と適正利用を推進します。また、尾瀬学校などふるさとの環境について学び、考える人材育成に取り組みます。</p>																						
			尾瀬学校	再掲	環境森林部	自然環境課	群馬の子供たちが小中学校在学中に一度は尾瀬を訪れ、質の高い自然体験をすることにより自然保護の意識を醸成するとともに、郷土を愛する心を育むことを目的として、学校設置者に対し経費の一部を補助。	参加児童生徒数	H23 10,680人 H24 11,224人 H25 11,561人 H26 11,449人	20,000人	20,000人	20,000人	85,000	105,000	77,833	質の高い自然体験により県内小中学生の自然保護意識の醸成を図り、郷土を愛する心を育むため、尾瀬でガイドを伴った環境学習を実施した場合、学校の設置者に対してガイド料及びバス代等を補助した。	4	「ぐんまの子どもたちを一度は尾瀬」という当初の目標達成に向け、引き続き事業を実施するとともに、更なる内容の充実と安全の確保を図る施策を講じる。	4	実際に尾瀬を訪れ、体験学習ができる環境教育事業として一定の成果を上げている。児童生徒に尾瀬に触れてもらいながら学習できる機会を設けるため継続。		
			尾瀬環境学習推進	再掲	環境森林部	自然環境課	尾瀬を通じて環境学習を推進するため、県内の小中学校に講師を派遣して、尾瀬の自然や保護活動を学ぶ移動尾瀬自然教室や尾瀬に親しむ県民講座を実施する。	①移動尾瀬自然教室実施校 ②尾瀬に親しむ県民講座実施回数	H23 21校 H24 24校 H25 15校 H26 19校 H23 3回 H24 6回 H25 4回 H26 5回	① 25校 ② 10回	① 25校 ② 10回	① 25校 ② 10回	3,945	3,914	4,798	環境学習の場としての尾瀬の利用を促進するため、山の鼻ビジターセンターの運営や、尾瀬学校の実施のほか、県内の小中学校や公民館等で移動尾瀬自然教室や出前講座を開催し、尾瀬学校の導入や事後学習としての活用等、尾瀬学校が実施できない学校のフォローアップを図った。	4	尾瀬の中での環境学習により、日頃から自然に親しむ機会の少ない人に対して、自然の紹介や触れ合いのきっかけづくりを行うとともに、尾瀬を体験できない人や、今後尾瀬への入山を考えている人を対象として、尾瀬の自然や保護活動について普及啓発を図る機会として有効であるので、引き続き実施する。	4	尾瀬について多くの県民や児童生徒が学習する場を提供するものであり継続。		
			尾瀬入山口交通環境整備		環境森林部	自然環境課	尾瀬らしい自動車利用社会実験の成果を活かし、早期に実用化を図るため、H26年度は、地元交通事業者による試験運行を実施するとともに、地元駐車場整備に対し支援する。	①入山口の魅力向上 ②鳩待峠入山口一極集中の是正 ③尾瀬の回遊型・滞在型利用の促進	H26 大清水:低公害車の試験運行等実施 H26 大清水:低公害車の試験運行等実施			①鳩待峠:静かで落ち着いた雰囲気の時を実現するため駐車場整備を実施 ②大清水:低公害車の試験運行 ③大清水:低公害車の営業運行	7,455	37,023	4,661	H27年度からの交通事業者による低公害車営業運行を目指し、H26年度は、地元交通事業者に委託して、大清水～ノ瀬間での低公害車両試験運行を実施した。また、入山口に面した第1駐車場を閉鎖に向けた第2駐車場の拡幅工事を実施し、鳩待峠入山口への利用集中の是正を図った。	2	大清水～ノ瀬間での低公害車両試験運行は、地元交通事業者による営業運行へ移行し、鳩待峠第2駐車場整備もH27で終了予定であるため、予算としては縮小したが、引き続き、鳩待峠入山口への一極集中の是正や、尾瀬の回遊型・滞在型利用の促進を図るため、PR等普及啓発事業や、運行状況調査等を実施する。	2	自然負荷を緩和するため、入山者の鳩待峠一極集中を是正するための事業等であるが、H27年度は大清水口の低公害車による営業運行が開始され、鳩待峠第2駐車場の整備も完了見込みであることから縮小。		
			尾瀬シカ対策		環境森林部	自然環境課	尾瀬におけるシカによる湿原の踏み荒らしやミズバショウなどの食害を軽減し、自然環境を保全するため、シカの個体数調整を実施する。	シカの個体数調整頭数	H25 148頭 H26 205頭	105頭	105頭	105頭	5,000	5,000	5,000	尾瀬ヶ原と日光方面を行き来するシカの移動経路上の捕獲を地元猟友会等に委託して実施。また、自動撮影カメラを設置してシカの行動を調査し、その結果を秋期の捕獲に活用した。	4	シカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、シカの個体数調査は必要であり、引き続き実施する。	4	今後も、「尾瀬国立公園シカ管理方針」に基づき、個体数調整を行っていることは重要であるため継続。		
			尾瀬学校充実プログラム	再掲	教育委員会	義務教育課	教職員を対象とした研修を行い、事前学習用の資料を活用して尾瀬学校の充実を図る。	尾瀬学校の充実	H24年5月に引率指導者を対象とした実地研修を実施 H25年9月に、尾瀬学習プログラム山小屋宿泊編を作成・配付するとともに、尾瀬学校実施校を対象とした研究協議会を実施 H26年8月に教職員を対象とした山小屋宿泊による実地研修を実施	尾瀬学校の実施を検討している学校を対象とした研修を実施	尾瀬学習プログラム山小屋宿泊編をもとに、教員を対象にした1泊2日の実地研修を実施	尾瀬学校の充実	578	200	308	「尾瀬学習プログラム山小屋宿泊編」に基づいた尾瀬での宿泊活動を充実させるため、小中学校の教職員を対象に、山ノ鼻地区の山小屋を利用した1泊2日の実地研修を実施した。(8/4～8/5)	4	尾瀬学校充実に向けて、「尾瀬学習プログラム」を作成したり、実地研修を行ったりするなど、学校に対して様々な支援を行ってきた。今後も、安全な中で、尾瀬学校における活動が充実するよう、「尾瀬学習プログラム」の改善や教員研修等を継続して実施していく。	4	教員に対する研修を行うことにより尾瀬学校を充実させるために必要な経費であるため、継続。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>2

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額		H26 決算 (千円)	H26事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値					H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	評価の考え方	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)								評価区分
			尾瀬自然体験研修	再掲	教育委員会	総合教育センター	小中学校初任者研修に「尾瀬自然体験研修」を位置づけて郷土の尾瀬についての理解を深め、尾瀬学校や体験活動における指導力の向上を図る。	研修生アンケート「尾瀬について」	H22:228人 H23:- (※受講生アンケートをとっていなかったため、参加受講生の実績を計上した) H24:72% H25:86% H26:82%	0.8	0.88	0.9	3,696	2,036	3,690	1泊2日の宿泊研修を2回に分けて実施し、延べ196名が参加した。現地の宿泊施設及びガイドの活用により、研修の充実が図られた。本研修を通じて、尾瀬の自然環境の素晴らしさを体感し、自然の豊かさについての理解が深められ、環境保全の意識も高めることができた。引率を想定した研修により、尾瀬学校引率見の見直しを持つことができた。宿泊行事における指導力向上を図ることができた。	4	尾瀬の自然環境は、環境保全に係る研修に適した郷土の貴重な財産である。自然の豊かさや環境教育への理解を深め、校外学習引率における指導力向上を図る上で、重要な研修である。さらに、自然体験だけでなく様々な体験を重視し、目的を明確にした主体的な活動を展開し、研修の充実を図ることを検討したい。	4	尾瀬学校を安全かつ効果的に実施し、初任者教員が尾瀬の自然について理解を深め児童生徒に尾瀬の素晴らしさを伝えるために必要であるため、継続。
■ 希少野生動植物の保護に関する条例制定や生物多様性県戦略策定の検討を行うなど、絶滅危惧動植物の保全対策や生物多様性の保全に努めます。																				
			良好な自然環境を有する地域学術調査		環境森林部	自然環境課	良好な自然環境の保全を図るための基礎調査等を実施する。	調査地域数及び調査部門(動物・植物・地形地質)数	H23 合同1地域、単独4地域 H24 合同3地域、単独4地域 H25 合同4地域、単独5地域 H26 合同2地域、単独7地域	合同2地域、単独3地域	合同2地域、単独3地域	合同2地域、単独3地域	3,500	3,750	3,496	合同調査2地域、単独調査7地域において実施した。	4	自然環境保全条例第5条に基づき行っている調査であるが、今年度から施行された種の保護条例に基づき指定した種のモニタリング調査や生息地等保全地区の指定を見据えた調査についても本事業と一体で行うことで効率的、効果的に進めることから本事業を継続し実施する。	4	今後、種の保護条例に基づく指定種等が増え、定期的なモニタリング調査を行うため継続。ただし、毎年指定が増える中で、事業費が過大にならないよう、効率的な方法を検討すること。
			高山蝶パトロール		教育委員会	文化財保護課	県指定天然記念物高山蝶の保存を図るため、パトロールを行う。	高山蝶保護パトロールの実施回数 (パトロール延べ日数/人数)	H22 :26日/72人 H23 :22日/67人 H24 :24日/102人 H25 :26日/109人 H26 :24日/98人	24日/70人	24日/70人	24日/70人	82	80	77	高山蝶パトロール員を委嘱し、地元教育委員会などと連携し、5月～11月にかけて巡視を行った。卵数調査を行うとともに、卵の盗難防止や成虫の乱獲防止などの活動を実施し、高山蝶の保護に資することができた。	4	天然記念物である高山蝶を保護していくため、生態調査やパトロールなどの活動を継続して実施していくことが不可欠である。	4	高山蝶の保存を図るための生態調査やパトロールに必要な経費であり、継続。
■ 首都圏の水がめとしての役割など、森林の公益的機能を高め維持するため、公的主体等による森林の整備・保全を行います。																				
			ぐんま緑の県民基金事業(森林ボランティア支援)		環境森林部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、森林ボランティアに関する幅広い情報の収集や提供、技術向上のための研修の充実等を行うため、森林ボランティア関係情報の一元管理と提供、講師派遣及びアドバイザー等を行う拠点施設の整備を行う。	森林ボランティア団体会員数	H26 4,968人	-	3,950人	4,000人	5,100	12,890	3,718	森林ボランティア支援センターを設立し、専用ホームページや情報誌による情報発信や森林ボランティア活動団体を対象にした刈払機の取り扱いなどの安全研修、森林整備作業器具の貸出しなどを実施し、森林ボランティア団体の活動を支援した。 安全研修 11回 参加者 226人 作業器具貸出し 47回	4	専用ホームページや情報誌による情報発信、安全講習会の開催、作業器具貸出し等により、森林ボランティア活動を支援した。県民自らが、森林や林業に関心をもち、森林保全や、森林整備の必要性について理解を深めることが重要であることから、森林ボランティアに取り組む団体等の支援を行っていく必要がある。	4	森林ボランティアは県民に、森林、林業に関心を持ってもらい、手が回らない森林を整備するためにも重要な役割を担っており、支援は重要であるため継続。
			企業参加の森林づくり		環境森林部	緑化推進課	社会貢献として森林整備活動をしようとする企業や団体と、自らの手ではなかなか整備できない森林所有者の間を、県が橋渡しをして森林を多くの手で守り育てる取り組みを推進する。	活動企業数	H23 32社(協定数38件) H24 31社(協定数38件) H25 30社(協定数31件) H26 29社(協定数30件)	43社	44社	45社	465	245	248	H26年度は、3社の新規協定と7社の再協定を締結した。4社の協定が期間満了等により終了したため、昨年度より1社減の活動企業数となった。	4	景気動向等の影響により、ここ数年の活動企業数、協定数は漸減傾向にある。企業の社会貢献活動を支援することにより、森林保全・整備の推進、地域活性化など様々な社会的価値を生み出す本事業は、引き続き支援活動等が必要である。	4	企業の社会貢献により、社会全体で森林を守るための事業であり、有効な手法であるため継続。
			森林の公益的機能拡充推進		環境森林部	林政課	森林の持つ公益的機能への理解を深める講演会等を実施	ぐんま山と森の月間 ①協賛イベント数 ②参加者数	H23 ①36件、② 24,000人 H24 ①40件、② 22,382人 H25 ①41件、② 28,250人 H26 ①42件、② 16,000人	①42件 ②25,000人	①43件 ②25,500人	①45件 ②26,000人	630	630	617	山と森の月間協賛イベント数は40回、参加者数は既存事業の離脱により16,000人と目標値に達することができなかった。	4	山と森の月間協賛イベントには、平均2万人以上の県民参加があり、山や森に親しみながら、山や森が果たしているいくつもの役割について考えてもらう機会を提供しており、今後も継続した実施が必要である。	4	協賛イベントを通じて、多くの県民に森林等について考えてもらう機会になっており、継続。
			ぐんま緑の県民基金事業(森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く)	再掲	環境森林部	税務課(H26)、林政課、林業試験場	ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備	森林整備面積	H26 0ha	-	420ha	885ha	616,132	891,424	190,096	区域調査については1,170haの計画のところ1,560ha実施したが、所有者及び境界の特定に手間取り、実施計画調査、森林整備は計画面積に至らなかった。次年度以降は、区域調査を早期に完了し事業を実施していきたい。	4	豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するために、今後も継続した実施が必要である。	4	豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するために、事業を行っていく必要があるため継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>3

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
			森林整備	再掲	環境森林部	林政課、森林保全課、緑化推進課	森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。	森林整備面積	H23 5,607ha H24 4,524ha H25 3,652ha H26 3,636ha	7,000ha	7,000ha	7,000ha	1,229,620	1,160,462	1,103,068	H26年度は、3,636haの植栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。 (事業別実績) ・補助公共造林 … 1,441ha ・単独森林整備 … 225ha ・森林活性化対策 … 28ha ・間伐促進強化対策 … 587ha ・補助公共治山 … 573ha ・保安林リフレッシュ … 191ha ・水源宝くじ … 41ha ・その他 … 550ha	4	森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。	4	森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。 事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。	
			森林病害虫等防除対策		環境森林部	林政課	県土の保全及び景観の保全上重要な松林の予防対策や被害木の駆除対策、保全すべき松林周辺の被害木伐倒整理や樹種転換	被害対策量(駆除量、樹幹注入量)	H23 1,798m3、20,462ヶ H24 1,122m3、17,160ヶ H25 982m3、12,924ヶ H26 1,078m3、15,568ヶ	1,700m3 12,860ヶ	1,700m3 13,800ヶ	1,700m3 17,000ヶ	44,359	43,944	40,087	被害木の伐倒駆除、樹幹注入を実施することで松くい虫被害の拡大を防止することができた。 松くい虫伐倒駆除 1,078m3 松くい虫樹幹注入15,568ヶ	4	松くい虫被害の拡大防止のため、病害虫防除対策で有効な手段とされる被害木の伐倒駆除と健全木への樹幹注入を実施している。今後も継続して対策を実施することで被害の拡大を防止する必要がある。	4	松くい虫被害の拡大を防止するための重要な事業であり、継続。	
			森林保全管理推進		環境森林部	森林保全課	森林保全巡視指導員を7事務所に配置し、森林の巡視指導を行い、森林の持つ公益的機能の維持等を図る。	巡視活動延べ日数(日)	H23 1,512日 H24 1,497日 H25 1,394日 H26 2,011日	1,600日	1,700日	1,800日	4,348	4,348	4,329	森林保全巡視指導員及び森林保全推進員(ボランティア)の巡視指導により、知事が適正管理の義務を負う保安林を含めた森林全般の被害防止に寄与した。 巡視指導員等60人(53人) 延べ巡視日数2,011日(1,048日) 指導件数1,769件(530件) ※()内は森林保全推進員で内数	4	森林法第40条の規定に基づき行う、違法伐採、山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止のための事業であり、森林の公益的機能維持のため重要であるため引き続き事業を実施していく。	4	山火事や不法投棄等の早期発見、未然防止を通じて森林の保全に寄与する事業であり、継続。	
			緑化推進対策		環境森林部	緑化推進課	森林や緑を守り育てる大切さについて普及啓発を行い、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県植樹祭をはじめとした様々な事業を実施。	県植樹祭参加者数	H23 1,100人 H24 1,000人 H25 900人 H26 1,000人	1,000人	1,000人	県内持ち回りにより、幅広く県民参加を呼びかける	4,788	4,783	4,512	東吾妻町あがつまふれあい公園で県植樹祭を開催。 緑化運動ポスター、緑化運動標語コンクールの実施や県緑化推進委員会への補助等を通じて、緑化意識の啓発や身近な環境の緑づくりを推進した。	4	県植樹祭の参加者数は概ね1,000人程度で推移している。 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及や啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。	4	幅広い県民に緑化運動の推進や技術の普及を図ることができる事業であり、継続。	
			緑化センター運営		環境森林部	緑化推進課	緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。	来園者数	H23 31,752人 H24 36,898人 H25 39,672人 H26 41,839人	33,000人	34,000人	35,000人	13,898	13,539	13,660	緑化推進の拠点施設として、県民、県・市町村職員及び緑化関係者を対象に緑化講座等を開催するとともに、緑化相談の窓口である緑の相談室を開設し、緑化に関する知識の向上や技術の普及を支援した。 緑化講座等開催 27回、受講者 1,436人。 また、付随する平地林を活用し、県民や小中学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・緑の重要性の理解の向上に努めた。 森林楽習講座(森林環境教育)開催 16回、受講者 668人。	4	来園者や各種講座等の受講者は、増加傾向にあり、緑化技術の普及指導や森林環境教育、保健休養施設としての役割を果たしている。今後も森林に関する知識の普及等緑化推進の拠点としての役割を果たしていく。	4	講座等を開催し、森林に関する知識の向上に寄与しており、来園者も年々増加しているため、継続。 研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズにこたえられる運営をしていくこと。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>4

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
			森林整備試験		環境森林部	林業試験場	森林の造成技術、森林の保護管理技術、及び森林の保全技術に関する調査を行い、林業の振興と森林の適切な管理を図る。	森林機能の維持・造成を図るための林業技術の開発	H23: 1件 H24: 0件 H25: 4件 H26: 1件	4件 (技術の開発)	1件 (技術の開発)	2件 (技術の開発)	5,259	5,039	5,030	4	スギ花粉症対策、森林の維持・造成など、幅広い分野について、最小の予算で調査・研究し成果を上げている。森林を守り育てる技術向上のため、引き続き試験研究を継続していく必要がある。	4	森林に関する重要課題について研究しており、研究成果は県林業や森林の管理等に直結する内容であるため継続。		
■ 生物多様性の確保や地域社会と野生鳥獣との共存を図るため、鳥獣の適正管理を推進します。																					
			指定管理鳥獣捕獲等事業		環境森林部	自然環境課	国の鳥獣保護法改正により、指定管理鳥獣(シカ、イノシシ)については、都道府県が捕獲事業を実施することができる「指定管理鳥獣捕獲等事業」(交付金事業)が創設された。 自然公園など自然環境を保全すべき地域で鳥獣保護区に指定されているエリアについては、自然環境課で捕獲(個体数調整)を実施する。 ①赤城地区(赤城山麓鳥獣対策連携プロジェクト後継) 捕獲委託、効果検証 ②神津地区(H27年度から) 調査・計画、捕獲委託 ・捕獲体制整備	二ホンシカ捕獲頭数	赤城地区(赤城山麓鳥獣対策連携プロジェクト) H25: 101頭 H26: 134頭	赤城地区(赤城山麓鳥獣対策連携プロジェクト) ・100頭	赤城地区(赤城山麓鳥獣対策連携プロジェクト) ・100頭	赤城地区 ・150頭 神津地域 ・150頭	赤城地区 (赤城山麓鳥獣対策連携プロジェクト) 9,000	24,200	7,964	4	(赤城地区(赤城山麓鳥獣対策連携プロジェクト)) くくりわなによる捕獲では、毎日のわなの見まわりが捕獲経費を押し上げることとなる。このため、シカがわなに捕獲されると、接続した発信器のマグネットが外れ、わなが作動したことを知らせるシステムを使用し、見回りの省力化を図った。また、わなで捕獲した個体について、銃器によらない止め刺し方法として電殺機の実証を行った。 銃器による捕獲においては、通常の巻き狩りのほか、忍び猟、小規模の巻き狩りを複数回実施し成果を上げた。捕獲業務は、県猟友会、警備会社、研究機関に委託した。	4	県では、H27年度、H28年度について、年間5,500頭を目標に捕獲を推進しており、生息頭数の増加が著しい赤城地区と神津地区での捕獲を推進していく必要がある。 また、生物多様性保全推進支援事業で捕獲を行っている尾瀬地域についてはH27年度が事業最終年度となるが、尾瀬からのシカ排除を最終目標に、今後も当事業により継続して捕獲を実施していく必要がある。	4	生息個体数が増加している地域について、個体数調整が必要であり、継続。 実施に当たっては、林業試験場の研究と連携しながら効率的・効果的な捕獲方法を採用すること。
			自然環境保全研究		環境森林部	林業試験場	H21年度～H23年度 桐生市における林業被害の状況を把握 H21年度～H23年度 県内堅果類の豊凶状況を把握 H24年度 シカ専用GPS首輪の開発 H24年度 シカ捕獲技術(誘引試験)の効果確認 H24年度 野生鳥獣情報情報システム(Web-GIS)の開発完了(行政システムへ移行) H25年度 クマ剥ぎ全県被害状況の把握、堅果類調査 シカへのGPSの装着、捕獲実証試験の実施 H27年度～ 人工林被害防除手法開発 H27年度～ 奥山(鳥獣保護区)の鳥獣類生息状況を把握し調査手法を確立	①ツキノワグマによる林業被害の把握箇所数 ②堅果類の豊凶状況及び指数 ③GPS首輪の開発、装着頭数 ④捕獲技術等の開発件数	① H23(1箇所:桐生)、H24(1箇所:吾妻)、H25(3箇所:藤岡、富岡、沼田)、H26(渋川、桐生、高崎) ② H23(56%:並作)、H24(不作:26.3%)、H25(並作:62.5%)、H26(不作:34.8%) ③ H25:シカ専用GPS首輪の開発1件、5頭装着、H26:6頭装着 ④ H25:1件開発、13頭試験捕獲、H26:1件開発、23頭試験捕獲	H24～26 全県における林業被害の状況を把握 H24～26 県内堅果類の豊凶状況を把握 H25 シカ専用GPS首輪の実用技術の確立 H25 新たなシカ捕獲技術の実証	①1箇所(高崎)、他地区見直し ②1件(全県) ③改善1件、装着4頭 ④実証試験、捕獲効率5%以上	①全県のクマ剥皮被害状況の把握と図化 ②堅果類の豊凶把握、マニュアル化 ③シカGPS首輪開発完了 ④シカ捕獲技術の確立	5,832	5,527	4,965	4	①全県下のクマ剥皮状況を明らかにすることができ、当初の内容を全て完了した。 ②堅果類の継続的な調査により、クマの出没との関係が明らかとすることができた。 ③④8頭のシカにGPS首輪を装着し、行動特性を明らかにすることができた。この結果を効率的な捕獲に資することができた。	4	奥山や自然生態系被害に関する獣害被害の取り組みとして、その情報や問題解決を進めるため、今後も継続する必要がある。	4	鳥獣被害は農業、林業関係者を中心に重要な問題であるが、それらの課題に対して、被害可能性の事前予測や、効果的な対策法について研究しており継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>5

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
			鳥獣害防止		農政部	技術支援課	被害軽減を図るため、有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、国交付金及び県単事業を活用して、地域が主体となった総合的な取組を支援する。また、日本獣医生命科学大学や関係機関との連携を強化し、効果的な対策を推進する。	野生鳥獣による農作物被害金額	H22:531百万円 H23:560百万円 H24:477百万円 H25:388百万円 H26:424百万円	317百万円	309百万円	300百万円	203,916	213,091	158,671	4	鳥獣被害防止総合対策交付金 ・推進事業:捕獲、被害防除等 地区数:19 ・整備事業:侵入防止柵整備 地区数:6 鳥獣被害対策事業 ・有害鳥獣対策(32市町村) ・農業者等支援(3町村) 北関東碧越6県 農作物被害対策連携協議会(WG2回) 鳥獣対策広域連携会議(栃木・群馬、埼玉・群馬) 日本獣医生命科学大学との連携 ・特定鳥獣被害対策調査・分析事業を業務委託	野生鳥獣による農作物被害は、分布の拡大等が影響し、依然として深刻な状況が続いている。 一方、地域ぐるみの対策や侵入防止柵の設置などに取り組んだ地域では、対策の効果が現れている。 今後も、関係部局、市町村と連携し、捕獲を一層強化するとともに、被害防止計画に基づく地域の主体的な取組を支援する必要がある。 また、他県との連携強化による広域的な対策体制の構築や、日獣大との共同研究により開発した対策技術の普及・活用も併せて推進する。	4	鳥獣被害が依然として減少しない中、市町村・専門機関・地域協議会と連携した総合的な対策の推進は不可欠であり、継続。	
			鳥獣被害対策支援		農政部	鳥獣被害対策支援センター	野生鳥獣による農林業被害を軽減するため、鳥獣被害対策支援センターを中心に、生息数の増加が著しい有害鳥獣の計画的な捕獲を推進する。また、地域ぐるみでの被害対策を支援するため、被害対策技術の普及や人材育成、調査研究を進める。	野生鳥獣による農作物被害金額	H22:531百万円 H23:560百万円 H24:477百万円 H25:388百万円 H26:424百万円	317百万円	309百万円	300百万円	40,306	48,608	32,188	4	特定鳥獣管理計画推進 ・6獣種全ての適正管理計画改定 ・シカの生息状況調査:20か所 ・カワウのねぐら・コロニー調査:7か所 鳥獣被害広域対策 ・大型囲いわなによるシカ捕獲実証(2か所) ・特定鳥獣重点地域対策(2市村) ・発信器装着等市町村支援:31回 鳥獣害に強い集落づくり支援事業 ・実施地区数:12地区 人材育成 ・基礎研修(1回、47人参加) ・指導者実技研修・高度専門技術者研修(9回、364人参加) ・農業後継者研修(1回、67人参加) 鳥獣被害対策本部の設置	H26年度の野生鳥獣による農林業被害は、全県で取組を推進してきたことにより、H19年度からの8年間で最も少ない金額となった。しかし、減少傾向にあった農作物被害金額は増加した。被害軽減を進めるとともに、農作物被害の増加を過激なものとする必要がある。 これまで、被害対策に取り組んできた地域ではその成果が現れてきているが、野生動物の生息数や生息域の拡大により、新たな地域での被害発生などもある。そのため、被害を減少させ、効果を県民に実感してもらうため、引き続き対策を実施していく。	4	鳥獣被害対策支援センターを核として、地域ごとの被害対策を広域的な対策として広めるとともに、地域ごとの捕獲を推進するための人材育成も必要であるため継続。	
			特別天然記念物カモシカ食害対策調査		教育委員会	文化財保護課	カモシカ保護地域において、カモシカの生態や食害等の調査を行う。食害が深刻な嬭恋村においては、加害実態把握のための調査を実施する。	カモシカ調査(越後日光三国山系及び関東山地)の実施回数 (調査延べ日数/人数)	H22:42日/84人 H23:42日/84人 H24:6日/12人 H25:6日/12人 H26:6日/84人	6日/12人(関東山地のみ)	42日/84人	42日/84人	4,200	5,400	4,200	4	カモシカ調査員を委嘱し、中之条町・みなかみ町・沼田市・片品村・上野村において、カモシカの生息状況等の調査を行った。 さらに、嬭恋村において、カモシカ等の食害調査と防獣柵の設置を行った。	特別天然記念物であるカモシカを保護していくため、生態調査や食害調査を継続して実施していくことが不可欠である。	4	野生動物との共存を図るため、生息状況等の調査や食害調査を実施するものであり、継続。	
(2)水環境等の保全																					
■ 河川水質の向上や生物多様性の保全等に資するため、公共用水域の水質監視や工場排水規制の実施等の水環境を再生する取組を推進します。																					
			公共用水域水質測定調査		環境森林部	環境保全課	河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質の常時監視を実施する。H24年度からは水道法の改正を受けて環境基準化が検討されている大腸菌数を測定開始、H25年度からは新しい環境基準であるノルフェノールを、H26年度からは、LASIについて本格的に測定を開始した。	公共用水域水質測定調査環境基準達成率	H23:77.5% H24:75.0% H25:82.5% H26:77.5%	80%以上	80%以上	85%	10,864	10,061	9,828	4	河川40地点で水質調査を実施した。(31地点でBOD水質環境基準を達成)湖沼12地点で水質調査を実施した。(10地点でCOD水質環境基準を達成)	水質汚濁防止法に基づき、河川・湖沼の水質汚濁状況の常時監視が義務づけられている。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。	4	水質汚濁防止法等に基づく、水質の常時監視であり、継続。	
			環境審議会水質部会の運営		環境森林部	環境保全課	公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する重要事項を、知事の諮問に応じて調査・審議。	同上	同上	同上	同上	同上	62	62	65	4	平成27年2月9日に開催し、環境基準類型指定の見直し、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部改正及び次年度に実施される水質測定計画について審議を行った。	水質汚濁の防止に関する重要事項について、環境審議会(水質部会)で審議し、意見をいただいている。	4	重要事項について、専門的な見地からの意見を反映させることは重要であり、継続。	
			工場・事業場排水対策		環境森林部	環境保全課	公共用水域の水質を保全するため、改正法の周知とあわせて、工場・事業場への立入調査や排水水質検査を実施し、水質汚濁負荷の減少を図る。	同上	同上	同上	同上	同上	1,093	946	966	4	延べ217事業場について排水基準の遵守状況調査に係る監視指導を実施し、排水基準に適合していない6事業場に対しては、文書により改善指導を行った。	工場・事業場は排水基準の遵守義務があり、県がその監視指導を行うことは、県民の健康と生活環境を守る上で必要不可欠な事業である。	4	水質汚濁防止法等に基づく、工場・事業場の立ち入り調査等は県民の健康と生活環境を守る上で必要であり、継続。	
			発生事案対策		環境森林部	環境保全課	河川・湖沼などの公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁事故に対応する。	同上	同上	同上	同上	同上	2,037	1,934	1,720	4	H26年度は92件の水質汚濁事故が発生し、下流の関係機関に情報伝達した。併せて応急措置を講じたうえで、被害拡大を防止し、原因には再発防止を指導した。	下流で利水障害を起こさないためにも、水質汚濁事故時の緊急対応は必要不可欠である。	4	水質汚濁事故が発生した際の緊急対応のための事業費(経費)であり、継続。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>6

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額			評価 区分	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値					H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の 考え方	評価の 考え方
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)								
			渡良瀬川の水質監視体制の強化	環境森林部	環境保全課	渡良瀬川上流部に自動採水装置(オートサンプラー)を設置することにより、河川の重金属濃度を正確に把握し、足尾鉾山の坑廃水や堆積場の下流への影響を適切に監視するための体制整備を図る。	降雨時における渡良瀬川本流の重金属濃度の正確な把握	H26:調査4回実施	—	降雨時における渡良瀬川本流の重金属濃度の正確な把握	降雨時における渡良瀬川本流の重金属濃度の正確な把握	2,962	510	2,728	H26年度は、6月7日、6月12日、10月6日及び10月14日の4回にわたり、降雨時における渡良瀬川の本流の重金属濃度等について、1時間毎の変化を測定した。	4	足尾鉾山の坑廃水や堆積場が下流に及ぼす影響を適切に監視するため、引き続き継続していく必要がある。	4	県民の安全・安心のため、監視体制を維持していくことが必要であり、継続。	
<p>■ 生活環境、水環境の改善の観点から、汚水処理人口普及率の向上に向けて、汚水処理施設を整備するなど、効果的・効率的な取組を推進します。</p>																				
			下水道推進対策 (一般会計)	県土整備部	下水環境課	下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を維持改善する。	汚水処理人口普及率	H23 : 74.3% H24 : 74.9% H25 : 76.3% H26 : 77.5%	83.3%	85.0%	86.7%	988,090	924,125	522,447	市町村下水道費補助 58,200千円 市町村単独下水道への事業補助 農業集落排水 176,327千円 9地区実施 浄化槽対策 287,920千円 2,903基設置補助	4	公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備へ県費補助を行う「汚水処理人口普及率ステップアッププラン」はH25年度末で終了し(H23からは浄化槽工補助金を含む)、H26年度は「汚水処理施設整備費補助」として県費補助制度を継続した。これまでの実施状況から普及率向上の効果が確認されている。全国の中で汚水処理人口普及率が下位(H25年度末37位)にある本県としては、継続して市町村の汚水処理の普及促進を図っていく必要があるため、H28年度以降も制度の継続が必要である。	4	汚水処理人口普及率目標に対し、実際の普及率が未だ低位であることから、継続。汚水処理人口普及率向上施策について、これまで普及率が計画どおり向上しなかった原因を分析するなど、施策の有効性を検証した上で、より効果的な実施方法を検討する必要がある。	
			下水道推進対策 (特別会計)	県土整備部	下水環境課	下水道を整備・普及することにより、快適で衛生的な住環境を確保するとともに、公共用水域の水質を維持改善する。	汚水処理人口普及率	H23 : 74.3% H24 : 74.9% H25 : 76.3% H26 : 77.5%	83.3%	85.0%	86.7%	7,979,356	7,703,484	6,555,644	流域下水道管理 3,562,997千円 法令で規定する放流水質基準を遵守するよう下水道施設を管理 流域下水道建設(社会資本) 2,919,624千円 流域下水道管理、処理場処理設備及び汚泥処理設備の建設 流域下水道建設(単独建設) 39,915千円 流域下水道の処理場内整備工事 流域下水道計画調査 16,467千円 流域下水道周辺対策 16,641千円 下水道処理場周辺地域の生活環境を改善するため、道路整備を実施	4	流域下水道事業の経営健全化を図るため、県及び市町村が負担する維持管理費及び資本費について制度改正に向けて市町村と調整を進めている。まずは、維持管理費における公費負担金のあり方について見直しをするために、県と市町村で協議中。汚水処理人口普及率について、目標値を達成できるよう市町村と連携して今後も継続して事業を実施する必要がある。	4	汚水処理人口普及率向上のため、計画的に下水道を管理・整備する必要があり、継続。ただし、面整備の促進や接続率の向上など、収入増につながる方策を検討する必要がある。	
<p>■ 生活環境を保全し、県民の健康を守るため、大気汚染の防止等に取り組みます。</p>																				
			地下水質測定調査	環境森林部	環境保全課	県内の地下水の汚染状況を監視するための水質測定を実施する。	地下水質環境基準達成率	H23 : 79.5% H24 : 88.7% H25 : 90.1% H26 : 88.7%	環境基準達成率の向上を図る	環境基準達成率の向上を図る	環境基準達成率の向上を図る	5,757	5,562	5,476	県内の151井戸(うち県実施分は99井戸)で調査を実施した。(134井戸で環境基準を達成)	4	水質汚濁防止法に基づき、地下水質の汚濁状況の常時監視が義務づけられている。県民の健康と生活環境を守るための基礎的なデータを取得する事業であり、必要不可欠である。	4	県民が安心して地下水を利用するため、水質汚濁防止法に基づき実施する測定調査であり、継続。	
			地下水・土壌汚染防止対策	環境森林部	環境保全課	土壌汚染対策法の周知徹底を行い、同法の円滑な施行を図る。土壌・地下水汚染事故が発生した場合には、県民の健康被害を防止するという観点から、必要な調査の実施、対策を指導する。	同上	同上	同上	同上	同上	1,123	1,148	1,028	法の周知や相談対応等に対する適切な指導により、140件の形質変更届の審査・2件の区域指定を行った。また、個別土壌・地下水汚染事故については、県民の健康被害を防止するため、地下水調査の実施や事業者指導を行った。	4	今後も、県民の安全・安心な生活環境の保全のため、土壌汚染対策法の適切な施行事務を継続して実施する必要がある。	4	県民の健康被害防止のため、土壌汚染対策法に基づき実施する調査・指導等であり、継続。	
			特定地域土壌汚染対策	環境森林部	環境保全課	坂東工業団地周辺土壌・地下水汚染問題に関して、専門家会議の開催や定期地下水モニタリングを実施する。	同上	同上	同上	同上	同上	982	852	932	専門家会議をH27.1.19に開催し、今後の対応方針等について意見をいただくとともに、本事業の解決に向けて関係者協議を実施した。1年に3回(6.8.3月)、定期地下水モニタリング調査を実施し、地下水汚染状況の把握を行った。	4	現在も、前橋市の水道水源で地下水汚染が継続している。そのため、県民の健康への影響・不安を払拭するため、専門家会議での検討・関係者協議等を行うことにより、事業の解決に向けて引き続き取り組む必要がある。	4	県民の不安を払拭するため、引き続き問題の解決に向けて取り組む必要があるため、継続。	

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>7

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)																													
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価																									
									実績値		目標値			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価の考え方																							
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)																															
			大気中微小粒子状物質(PM2.5)測定体制整備	再掲	環境森林部	環境保全課	H21年度に新たに環境基準が設定されたPM2.5について、常時監視及び注意喚起のために必要な測定体制を整備する。また、PM2.5対策の基礎データを得るため成分分析等を行う。	県内における質量測定地点数および成分分析地点数	○質量測定地点数 (H23 測定開始) H23 1か所 H24 3か所 H25 8か所 H26 8か所 ○成分分析地点数 (H25 測定開始) H25 2か所 H26 2か所	○質量測定地点数 8か所	○質量測定地点数 8か所	○質量測定地点数 8か所	○質量測定地点数 2か所	○成分分析地点数 2か所	○成分分析地点数 2か所	1,981	1,699	1,939	質量測定地点については、H25年度までに、県全体のPM2.5濃度を把握するための当面の体制整備(高崎市設置1か所と合わせて9か所)が完了し、常時、測定を行っている。また、その結果については、リアルタイムで一般公開しており、県民の安心安全確保のための情報発信を行った。なお、注意報の発令はなかった。成分分析については、前橋、富岡の2か所で行った。	4	県全体のPM2.5濃度を把握するための当面の測定体制9局(うち高崎市設置1か所)が整った。県民の健康被害の未然防止を図るため、引き続き監視を継続していく。なお、測定結果及び全国的状況を踏まえて、県内の状況を検証していく。成分分析については、引き続き実施し、発生原因等を究明するための基礎とする必要がある。	4	県民の健康を守るため、監視体制を維持していくことが必要であり、継続。																				
(3)畜産臭気対策等																																											
■ 畜産臭気対策技術の県内畜産農家への普及を支援し、地域環境に配慮した畜産経営の確立を目指します。																																											
			地域と調和した畜産環境確立	再掲	農政部	畜産課	畜産堆肥の利用促進を図るための普及啓発を行うと共に、畜産環境汚染問題の大半を占める悪臭の防止対策を進めるための家畜排せつ物発酵処理施設への脱臭装置の設置を補助する。	県等で開発した脱臭装置の設置台数	H22:2基 H23:0基 H24:2基 H25:0基 H26:0基	3基	2基	-			18,882	10,177	6,754	耕畜連携による堆肥の流通促進に必要な機械等を2地区の整備について支援した。高度処理装置等と防臭シートの設置した2地区の整備を支援し、臭気対策を推進した。畜産環境リソース整備促進事業では附加貸付料の一部を補助し、事業の推進を図った。	4	畜産環境周辺整備は地域の生活環境及び畜産経営の安定に重要な取り組みである。しかし、非生産部門の環境対策に費用をかける農家は少ない。このため、県・市町村等の支援が必要であることから、県・市町村・地域等が一体となって取り組むべき課題である。	4	畜産経営の安定のため、畜産堆肥の利用促進及び臭気対策を進めていく必要があることから、継続。																					
■ 畜産バイオマスの利用促進に向け、たい肥化やエネルギー化などの支援を行います。																																											
			産学官連携の推進	再掲	企画部 産業経済部	企画課 工業振興課	産学官共同研究のコーディネート、大学等研究シーズの技術移転を行うとともに、環境保全と畜産振興の両立を図るために開発した新技術の成果の実用化や普及を促進する。	①特許登録件数/出願件数(累計) ②商品化・実用化(累計)	H23:15件/61件 H24:21件/64件 H25:25件/69件 H26:25件/69件 H23:5件 H24:5件 H25:6件 H26:6件	①17件/61件 ②7件	①19件/64件 ②8件	①20件/64件 ②10件			3,595	8,404	2,744	地域結集事業で開発した新技術の実用化、普及を促進するとともに、総合特別区域計画に基づいた開発技術普及のための活動等、総合特区事業の推進を行った。	1	「畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区」については、技術的には一定の成果を得ることができ、総合特別区域計画もH27年度をもって終了するため、関連の当事業も区切りをつける方向で検討。	1	総合特区制度を生かして一定の成果を上げてきており、計画期間終了とともに終了。																					
			低温ガス化技術の汎用実証事業	再掲	企画部	企画課	低温ガス化技術を早期に実用化するため、現存する100kg試験機を活用して、原材料や発電装置の違いによる技術的課題解決に向けた実証試験を実施する。	早期実用化に向けた最適データの収集及び最適条件の検証のための実証試験	H26:実用化に向けた各種データ等の収集	-	実用化に向けた各種データ等の収集	低温ガス化装置の畜産現場への導入			1,000	1,000	1,000	効率的なバイオマスの処理技術開発のため、発生ガスの評価・検証、水蒸気量の調整、触媒の評価・検証、発電の評価・検証など、低温ガス化装置の性能評価を行った。各試験により、項目毎に、最適条件等が確認できた。	1	当事業は、「畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区」の推進を目的としている。当特区については、技術的には一定の成果を得ることができ、総合特別区域計画もH27年度をもって終了するため、当事業も区切りをつける方向で検討。	1	総合特区制度を生かして一定の成果を上げてきており、計画期間終了とともに終了。																					
1 ふるさと群馬の素晴らしい環境を守る 小計 11,261,097																																											
2 地球環境を守る持続可能な社会づくり																																											
(1)地球温暖化防止のための事業者・家庭・地域の取組																																											
■ 低炭素社会構築に向けた事業者による省エネ診断や省エネ改修などの取組を支援します。																																											
			地球温暖化対策実行計画推進	再掲	環境森林部	環境エネルギー課	H23年3月に策定した「群馬県地球温暖化対策実行計画」の着実な推進を図るため、「群馬県地球温暖化対策推進会議」を開催し、計画の進行管理を行う。※H27年3月に目標値を見直し	県内温室効果ガス排出量	H23 18,312kt H24 18,840kt H25 H27年12月把握予定 H26 H28年12月把握予定	-	-	H32年度の排出量 H19年度比▲ 14%(17,249kt)			755	676	943	・群馬県地球温暖化対策実行計画推進部会開催(1回) ・群馬県地球温暖化対策実行計画推進会議開催(1回) ・群馬県地球温暖化対策実行計画改定(3月)	4	本計画は、東日本大震災後のエネルギー情勢の変化等を踏まえ、平成27年3月に抜本的に改定を行ったところである。改定計画では平成32年度までに平成19年度比で14%削減を目標としており、「豊かな低炭素社会」の実現に向けて、9つの重点施策を中心に温暖化対策に取り組んでいく必要がある。	4	「群馬県地球温暖化対策実行計画」の削減目標達成に向けて、計画の進捗管理等は必要であり、継続。																					

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>8

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価				
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
平成27年度新規事業のため、事業評価対象外																						
			燃料電池自動車普及促進	新規	環境森林部	環境エネルギー課	水素エネルギーの社会性受容向上のために、調査研究及び普及推進を図る。	県内運輸部門の二酸化炭素排出量	H23 4,818千t H24 4,848千t H25 H27年12月把握予定 H26 H28年12月把握予定	-	-	H32年度の排出量 H19年度比▲ 16%(4,267千t)		120								
			環境GS等事業者対策推進 ※「環境GS認定制度運営」と「国内クレジット等普及推進」を統合		環境森林部	環境エネルギー課	①事業者から排出される温室効果ガスの削減を図るため、中小事業者でも取り組みやすい本県独自の環境マネジメントシステムとして、環境GS(Gunma Standard)認定制度の運用と普及拡大を図る。 ②本県における国内クレジット等の普及推進を図るため、関係者による会議及び制度説明会を開催。H25から「Jクレジット制度群馬県ネットワーク連絡会議」とし、制度の普及促進を図る。	①環境GS認定事業者数 ②県内の排出削減事業計画提出数	① H23 年度末時点 1,598 H24 年度末時点 1,923 H25 年度末時点 1,976 H26 年度末時点 2,040 ② H23 累計32件 H24 累計40件 H25 累計41件 H26 累計41件 ※J-クレジットへの移行を含む	①H25年度末時点 2,100 ②累計62件	①H26年度末時点 2,200 ②累計77件	①H27年度末時点 2,600 ②累計92件	5,414	8,188	5,185	①・認定事業者数 2,040事業者 ・環境GS認定事業者支援事業(情報誌発行3回、研修会開催2回、省エネ技術セミナー5回開催、推進員派遣48件、など) ・GSステッカー作成 ・GSパンフレット作成 ②・「群馬県国内クレジットネットワーク連絡会議」の開催(1回)	群馬県独自の環境マネジメントシステムである「環境GS認定制度」の普及拡大は、CO2排出の部門別で1/3以上と大きなウエイトを占める事業者部門(産業部門)の省エネ・省CO2を図るための重点施策と位置付けており、今後も引き続き事業者拡大を図る必要がある。	温室効果ガスの削減に向けた事業者の主体的な取り組みを促進する事業として、GS認定事業者も着実に増加してきており、事業者に向けた普及拡大は継続。				
			「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業	再掲	農政部	農政課	長期利用可能な農業資材や低燃費な農業機械への買換え等、地球環境に配慮した取組を支援する。	①認定農業者数 ②農業法人数 ③新規就農者数	①認定農業者数 H22: 4,858人 H23: 4,715人 H24: 4,650人 H25: 4,694人 H26: 4,767人 ②農業法人数 H22: 442法人 H23: 465法人 H24: 482法人 H25: 512法人 H26: 531法人 ③新規就農者数 H22: 190人 H23: 195人 H24: 204人 H25: 192人 H26: 188人	①5,270人 ②530法人 ③200人	①5,335人 ②550法人 ③200人	①5,400人 ②580法人 ③200人	66,000	66,000 (H26補正対応)	30,176	15市町村、34事業主体が行う農業用機械・施設の整備に対して支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成した。	認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者等新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体など本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することは重要であるため継続する。	本県農業の将来を担う強い経営体の育成は重要であり継続。 真に強い担い手の育成のため、補助内容や要件は適宜見直しする必要がある。				
<p>■ 地球温暖化防止県民アクションなど温室効果ガス削減のための家庭や地域における省エネルギー行動を展開します。</p>																						
			買い物から始まる新たなリサイクルルート推進 ※旧「県民アクション」から「地球温暖化防止県民アクション」の部分を分離		環境森林部	環境政策課	地球温暖化防止と3Rの推進について、県民自ら行動することによる意識啓発を図り、家庭におけるライフスタイルの見直しを推進する。	「県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」参加事業者数	H23 14事業者 H24 14事業者 H25 14事業者 H26 14事業者	20事業者	20事業者	32事業者	50	200	50	平成26年6月27日に協議会の総会を開催した。 普及啓発資材として、ポケットティッシュ20,000個、A5版チラシ20,000部を作成。 消費者団体を中心とする店頭啓発は6月と10月、11月に実施し、34回、延べ267名の動員があった。 その他、県内5ヶ所の地域のイベントでも普及啓発を行った。 協力店舗の登録は、年度末で38事業者、340店舗であった。	レジ袋を有料にする店舗は、徐々に出てきているが、今後の飛躍的な伸びは期待できない。しかし、マイバッグ・マイバスケットの認知度は高く、各店舗とも導入はしており、一定の成果は上がっている。 今後は、よりごみの減量化に結びつく3R推進に力を入れる必要があり、協議会の継続は必要である。	県民に地球温暖化対策について考えてもらうための事業であり、今後もゴミの減量化に結びつくような事業は大切であるため継続。				
			家庭の節電・省エネ推進プロジェクト		環境森林部	環境エネルギー課	電力需給問題を契機として、家庭における温暖化対策を強力に推進するため、県・市町村が連携して「家庭の節電・省エネ推進プロジェクト」を推進する。	家庭部門の二酸化炭素排出量	H23 2,814千t H24 3,186千t H25 H27年12月把握予定 H26 H28年12月把握予定	-	-	H32年度の排出量 H19年度比▲ 7%(2,575千t)	541	1,500	540	・「ぐんまちゃんのじょうずなCO2ダイエット作戦」作成(2,500部) ・「ぐんまちゃんのじょうずな節電・省エネアクション(冬バージョン)」作成(350部) ・節電出前講座開催(44回)	現在の電力需給は、震災後の節電が定着して行われることを前提としており、国からの節電要請は今後も当面続くと思われる。また、家庭からのCO2排出量は増加傾向にあり、今後も家庭における節電・省エネの推進を図っていく必要がある。	節電・省エネの普及促進には、県民一人ひとりの取り組みが重要であることから、各家庭に対する普及啓発を継続。				

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価				
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
<p>■ 森林が有する二酸化炭素吸収・貯蔵機能を発揮させるための森林の適切な整備・保全、木材利用等を推進します。</p>															<p>※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続</p>							
			ぐんま緑の県民基金事業 (森林ボランティア支援、森林環境教育指導者養成を除く)	再掲	環境森林部	税務課(H26)、林政課、林業試験場	ぐんま緑の県民税を導入し、奥山等立地条件が悪く、適正な管理ができず、公益的機能を維持・発揮できない森林を整備	森林整備面積	H26 0ha	-	420ha	885ha	616,132	891,424	190,096	区域調査については1,170haの計画のところ1,560ha実施したが、所有者及び境界の特定に手間取り、実施計画調査、森林整備は計画面積に至らなかった。次年度以降は、区域調査を早期に完了し事業を実施していきたい。	4	豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するために、今後も継続した実施が必要である。	4	豊かな水を育み、災害に強い森林づくりと、里山・平地林等の森林環境を改善し、安全・安心な生活環境を創造するために、事業を行っていく必要があるため継続。		
			森林整備	再掲	環境森林部	林政課、森林保全課、緑化推進課	森林の有する多面的な機能の保全を図るため、造林や間伐などの森林施策の実施を支援する。	森林整備面積	H23 5,607ha H24 4,524ha H25 3,652ha H26 3,636ha	7,000ha	7,000ha	7,000ha	1,229,620	1,160,462	1,103,068	H26年度は、3,636haの植栽、下刈、間伐等の作業の支援を行い、森林の公益的機能の発揮及び森林生産力の増進を図ることができた。 (事業別実績) ・補助公共造林 … 1,441ha ・単独森林整備 … 225ha ・森林活性化対策 … 28ha ・間伐促進強化対策 … 587ha ・補助公共治山 … 573ha ・保安林リフレッシュ … 191ha ・水源宝くじ … 41ha ・その他 … 550ha	4	森林生産力の増進及び、森林の公益的機能の発揮を図るため、今後も森林整備を推進する必要がある。	4	森林のもつ多面的な機能の維持・発揮のために、継続。事業箇所の選定にあたっては、必要性、緊急性、事業効果等を十分検討すること。		
			木材加工試験		環境森林部	林業試験場	県産材を利用した住宅用内装材の開発(H23年度～26年度) 大径材の有効利用技術の開発(H23年度～H25年度) 県産ヒノキ中目材の用途開発(H24年度～H26年度) 県産スギ平角材の強度性能に関する研究(H24年度～H26年度) ぐんま型木製ガードレールの維持管理技術の開発(H24年度～H26年度) 県産材を使用した枠組壁工法部材の開発(H26年度～H29年度) 土木用木材の品質の安定化に関する研究(H27年度～H30年度) 高温乾燥による材の劣化を防ぐ乾燥スケジュールの開発(H27年度～H30年度) 簡易な乾燥施設等による環境負荷が小さい乾燥方法に関する研究(H27年度～H29年度)	県産材の利用技術開発及び新たな材料開発に関する調査研究を行い、県産材の需要拡大を図る。	H23: 4件 H24: 5件 H25: 5件 H26: 5件	5件	5件	5件	4,014	5,301	4,025	節や色調の強コントラスト等スギ材が持つ欠点をカバーする壁材について消費者アンケートを行い、年齢性別による嗜好の違いを明らかにした。スギ1番玉から枠組壁工法部材を製材し、強度性能を把握した。 県産ヒノキ中目材から製材した平角の含水率や強度性能等の特性を把握した。 県産スギ・ヒノキの平角材の強度特性を元に群馬県産横架材のスパン表検討委員会を開催した。 設置3年後のぐんま型ガードレールの劣化状況を評価した。	4	県産材の需要拡大に直結する技術等の研究であるため継続。 開発した技術、製品を普及することも重要な取り組みであるので、関係機関と協力し行っていくこと。	4	県産材の需要拡大に直結する技術等の研究であるため継続。 開発した技術、製品を普及することも重要な取り組みであるので、関係機関と協力し行っていくこと。		
<p>(2)低炭素社会構築に向けた交通対策</p>																						
<p>■ エコドライブの普及促進、電気自動車等の次世代自動車の導入等促進など自動車からの温室効果ガス排出を抑制するための取組を推進します。</p>																						
			次世代自動車等対策推進 ※「電気自動車普及推進」と「エコドライブ普及推進」を統合		環境森林部	環境エネルギー課	①「県電気自動車等普及推進連絡協議会」を運営し、県内の電気自動車等の普及を推進する。 ②自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進する。	県内運輸部門の二酸化炭素排出量	H23 4,818千t H24 4,848千t H25 H27年12月把握予定 H26 H28年12月把握予定	-	-		543	489	332	①「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」の開催(1回) EV、PHV試乗会開催(3回) 同ビジョンに基づく充電器の設置(166箇所・173基) ②エコドライブセミナー(ハイブリッド車の省エネ運転)の開催(1回) エコドライブイベント(グリーンエコフェスティバル)の開催(1回)	4	全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の運輸部門に対しての温暖化対策として、①環境に対する負荷の少ない電気自動車等の普及推進、②エコドライブの普及推進は欠かせない。そのため、継続した普及啓発活動を行っていく必要がある。	4	運輸部門に対する温暖化対策において、①環境負荷の少ない電気自動車の普及促進、②エコドライブの普及推進は有効であり、継続。		

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価				
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
<p>■ 「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」を中心に、産学官が連携して、電気自動車等の普及や地域振興に向けた積極的な取組を検討・実施します。</p>																						
			次世代自動車等対策推進 ※「電気自動車普及推進」と「エコドライブ普及推進」を統合	再掲	環境森林部	環境エネルギー課	①「県電気自動車等普及推進連絡協議会」を運営し、県内の電気自動車等の普及を推進する。 ②自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、事業者団体等で構成される「エコドライブ推進協議会」に参加し、県内におけるエコドライブの普及を推進する。	県内運輸部門の二酸化炭素排出量	H23 4,818千t H24 4,848千t H25 H27年12月把握予定 H26 H28年12月把握予定	-	-	-	H32年度の排出量 H19年度比▲16%(4,267千t)	543	489	332	①「群馬県電気自動車等普及推進連絡協議会」の開催(1回) EV、PHV試乗会開催(3回) 同ビジョンに基づく充電器の設置(166箇所・173基) ②エコドライブセミナー(ハイブリッド車の省エネ運転)の開催(1回) エコドライブイベント(グリーンエコフェスティバル)の開催(1回)	4	全国でもトップクラスの自動車社会といわれる本県の運輸部門に対する温暖化対策として、①環境に対する負荷の少ない電気自動車等の普及推進、②エコドライブの普及推進は欠かせない。そのため、継続した普及啓発活動を行っていく必要がある。	4	運輸部門に対する温暖化対策において、①環境負荷の少ない電気自動車等の普及促進、②エコドライブの普及推進は有効であり、継続。	
<p>■ 自動車利用からの転換を図るため、公共交通の利便性の向上を図ります。</p>																						
			総合交通政策 (公共交通機関利用促進)		県土整備部	交通政策課	「エコ通勤」の実施、新入高校生向けリーフレットの配布、公共交通教室の開催、バス情報の提供等を通じ、公共交通機関の利用促進を図る。	「エコ通勤推進事業」におけるマイカー通勤者からの転換者数	H23: 延べ11,996人 H24: 延べ8,469人 H25: 調査未実施 H26: 調査未実施(Webサイトによる参加型取組に変更)	-	-	-	1,572	1,355	1,201	エコ通勤を推進したほか、高校新入生に対するリーフレット配付や小学生に対する公共交通教室の開催、インターネット上での分かりやすい交通情報の提供等を行い、公共交通機関の利用促進を図った。	4	公共交通に対する県民の意識を高めその利用を促進するため、エコ通勤などの利用促進策を継続して実施するとともに、県民の足の確保と地域の活性化に役立てることが必要である。	4	環境負荷の少ない公共交通機関の利用促進を進めていくためのきっかけ作りであり、継続。		
<p>(3)再生可能エネルギーへの転換</p>																						
<p>■ 日照時間の長さやバイオマス資源等に恵まれた本県の特性を活かし、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入促進を支援します。</p>																						
			住宅用太陽光発電設備導入推進		環境森林部	環境エネルギー課	県民が設置する住宅用太陽光発電設備に対し、県がその費用の一部を補助することにより、本県における再生可能エネルギー導入の促進と家庭部門での温室効果ガスの抑制を図る。今年度は既築住宅のみを補助対象とする。	県内の住宅用太陽光発電設備設置件数	県補助(国資料) H23 5,443件(6,245件) H24 7,746件(7,719件) H25 5,136件(8,347件) H26上 2,842件(3,139件) ※繰越は翌年度計上	10,000件	10,000件	10,000件	434,330	360,730	245,179	住宅に太陽光発電設備を導入する個人に補助金を交付した。 ・H25年度繰越交付件数:1,647件 ・H26年度内交付件数:2,671件 ・H27年度へ繰越:168件	4	住宅用太陽光発電設備は、着実に導入件数を伸ばしてきているが、日照時間の長い本県にとって、太陽光発電は有望な再生可能エネルギーであり、継続的に普及を進める必要があることから、効率的・効果的な実施方法について検討する。	4	再生可能エネルギー導入の促進と家庭部門での温室効果ガスの抑制のため、継続。 住宅用太陽光発電設備の普及が進み、初期導入コストも低下していることから、県補助制度の見直しを検討。		
			新エネルギー推進		環境森林部	環境エネルギー課	太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入を推進するため、普及・啓発及び導入支援を行う。 小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。	マイクロ水力発電(100kW以下)導入箇所数(累計)	H23:23箇所 H24:23箇所 H25:25箇所 H26:26箇所	22箇所	24箇所	25箇所	19,404	13,381	8,323	小水力発電導入に係る調査支援事業補助金として3件補助。 地中熱利用システム導入モデル支援事業補助金として1件補助。 太陽光発電事業マッチングとしてホームページに適切と事業者を掲載した。	4	本県の特性を活かし、低炭素社会づくりを進めるため、新エネルギーの導入促進に向け引き続き取り組んでいく必要がある。	4	小水力や地中熱など新たな資源の活用促進については、コストを研究しながら、引き続き取り組んでいく必要がある。		
			バイオマス活用推進		環境森林部	環境エネルギー課	県バイオマス活用推進計画(H24.3策定)に基づき、本県の地域特性に応じた効果的なバイオマスの活用を推進する。	バイオマス利用率	H23 72% H24 76% H25 80% H26 H27年11月頃把握予定	-	-	H33年度 81%	178	103	60	バイオマス活用推進委員会の開催 バイオマス活用推進計画に関わる事業の進捗点検を実施し、バイオマス利用率を把握。	4	バイオマスの活用は目標を達成しつつあるが、資源の有効利用やエネルギー利用の観点から引き続き進めていく必要がある。	4	計画を着実に進めていくための進捗管理は重要であり、継続。		
			再生可能エネルギー等導入推進 基金事業	再掲	環境森林部	環境エネルギー課	再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、自立・分散型エネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することを目的に、再生可能エネルギー等の導入を促進・支援する。	防災拠点・避難所等への再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池等の設置箇所数 ①公共施設(県・市町村) ②民間施設	①H25 2箇所 H26 27箇所 ②H25 0箇所 H26 0箇所	①2箇所 ②0箇所	①42箇所 ②5箇所	①12箇所 ②0箇所	1,355,805	428,344	541,461	①公共施設 前年度からの繰越2事業を含む17事業(市町村17事業)が完了した。また、12事業(県6事業、市町村6事業)の設計委託を行った。 ②民間施設 事業の公募を行ったが、応募がなかったため事業を中止した。	1	H25年度に達成した「群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用して、これまでに、16施設で計296.2kWの太陽光発電設備と、17施設で計350.2kWhの蓄電池を導入。大規模な災害に備えるとともに、年間179.51tの二酸化炭素を削減した。 なお、本事業は「群馬県再生可能エネルギー等導入推進基金条例」に基づき、平成27年度末をもって終了する。	1	当該基金の総額は18億円で、平成26年度は、地域の防災拠点17施設に設備を導入し、災害に強く低炭素な地域づくりを推進することができた。事業期間はH25年度からの3か年となっており、H27年度をもって事業終了の予定。		
			林業県ぐんま確立対策		環境森林部	林業振興課	森林県から林業県への飛躍を図るため、低コスト林業の確立及び県産材製品の高品質化に必要な機械施設等の整備に助成するとともに、低質材の全量買取及びエネルギー利用を促進する。	①素材生産量 ②人工乾燥材生産量	①素材生産量 H23 208千m3 H24 216千m3 H25 236千m3 H26 260千m3 ②人工乾燥材生産量 H23 39千m3 H24 37千m3 H25 43千m3 H26 44千m3	① 240千m3 ② 45千m3	① 270千m3 ② 47千m4	① 300千m3 ② 50千m3	21,500	21,500	21,496	低コスト林業確立対策事業 ・高性能林業機械の改良・整備等9件 県産材高品質化促進事業 ・木材加工施設等整備 1件 パーク利用拡大推進事業 ・パーク利用拡大実証試験の実施	4	本事業は、林業生産性の向上、木材加工の高度化等に資する機械施設整備のうち、国庫補助事業の対象とならない比較的小規模な事業に対する支援であり、中小の林業事業者対策として、継続的な予算措置が必要である。	4	本事業は国庫事業の対象とならない、県産材生産、利用向上のため必要な事業であるため継続。		

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価					
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価: 区分	評価: 考え方	評価: 区分	評価: 考え方
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)						※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続			
			小型風力発電風況調査	環境森林部	環境エネルギー課	小型風力発電導入の可能性を検討するため風況調査を実施する。	小型風力発電導入検討のためのデータ収集を行う	-	-	小型風力発電の導入可能性を検討	小型風力発電の実証設置	1,200	500	393	4	導入可能性を検討するため、購入済の風況計測機器により県内他地点の適地探索を継続する。 ・実証設置は風況調査結果を見極めて慎重に判断する必要がある。	4	調査計画に基づき、コストを含めて、実現可能性を引き続き研究。			
<p>■ クリーンエネルギーとしての水力発電の開発、維持等に取り組みます。</p>																					
			電力供給事業	企業局	発電課	発電所の設備整備及び修繕を行う。	水力発電所の設備整備及び修繕に要する経費	H22: 1,295,108千円 H23: 1,243,599千円 H24: 1,199,084千円 H25: 1,534,946千円 H26: 1,126,296千円	2,443,454	2,346,503	2,161,463	2,346,503	2,161,463	1,126,296	4	発電所機能の維持と向上のため、予定した下久保・下久保第二発電所の水車発電機分解点検工事や利南発電所の機器更新工事を概ね実施できた。	4	県民のライフラインである電力の安定供給のため、引き続き発電設備の適切な維持管理及び既設発電所の更新・改良工事に合わせて発電能力の向上を進めていく。			
			発電所の新規開発	企業局	発電課 水道課	ハッ場発電所、田沢発電所、亀里太陽光発電所、新田水道発電所の建設及び新規開発地点の調査を実施する。	新規発電所の建設に要する経費(亀里太陽光発電所はH26年7月に、新田水道発電所はH26年10月に運転を開始した。)	H22: 545,694千円 H23: 367,797千円 H24: 409,073千円 H25: 904,288千円 H26: 1,264,132千円	1,591,470	1,504,398	2,981,533	1,504,398	2,981,533	1,264,132	4	水力発電所及び太陽光発電所の建設を以下のとおり行った。 (水 力) ・ハッ場発電所 80,979千円 ・田沢発電所 947,695千円 ・新田水道発電所 124,119千円(太陽光) ・亀里太陽光発電所 111,339千円	4	新利南発電所(H23.7月～)、板倉太陽光発電所(H25.7月～)、亀里太陽光発電所(H26.7月～)及び新田水道発電所(H26.10月～)がそれぞれ運転開始となった。引き続き、電源群馬プロジェクトの一環として、再生可能エネルギーの活用を推進し、循環型社会の形成とエネルギー自給率の向上に寄与するため、田沢発電所のH27年度中の運転開始を目指すとともにハッ場発電所の建設を進めていく。			
			新エネルギー推進	再掲	環境森林部	環境エネルギー課	太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの導入を推進するため、普及・啓発及び導入支援を行う。 小水力発電設備の導入を予定している市町村等に対し、概略設計費等を補助(補助率1/2以内)。	マイクロ水力発電(100kW以下)導入箇所数(累計)	22箇所	24箇所	25箇所	19,404	13,381	8,323	4	小水力発電導入に係る調査支援事業補助金として3件補助。 地中熱利用システム導入モデル支援事業補助金として1件補助。 太陽光発電事業マッチングとしてホームページに適地と事業者を掲載した。	4	本県の特性を活かし、低炭素社会づくりを進めるため、新エネルギーの導入促進に向け引き続き取り組んでいく必要がある。			
			水力発電施設周辺地域交付金	企画部	地域政策課	水力発電所のうち運転開始後16年目以降の発電所(貯水池等を含む。)の所在する市町村に対し、最長40年間、発電所の発生電力量に応じて、道路整備、社会福祉等の地域振興に関わる幅広い事業に対し交付金を交付するもの。	交付対象となる発電所数	H23: 64発電所 H24: 65発電所 H25: 65発電所 H26: 67発電所	65発電所	67発電所		233,815	232,308	233,553	4	電源立地地域対策交付金 交付対象 16市町村 交付金額 232,777千円 実施事業 道路補修12件、 保育所運営7件、 消防防災整備1件、 水道更新1件、 スポーツ施設補修1件 福祉サービス1件、環境衛生2件 生活利便性1件 交付金事務費 776千円	4	本事業は、水力発電施設の地域住民の福祉の向上を図り、水力発電用施設の設置及び運転の円滑化に資する国10/10の交付金であり、継続して実施していく必要がある。地域住民が必要とする事業に充当され、住民生活の利便性向上、地域活性化に寄与している。			
<p>(4)地球温暖化防止のための普及啓発</p>																					
<p>■ 県民、事業者、行政などすべての主体が連携し、地球温暖化防止の知識や行動について、普及啓発を推進します。</p>																					
			環境サポートセンター運営	環境森林部	環境政策課	環境についての疑問や質問を受け付ける県の総合窓口としての役割と、資料提供や「エコムープ号」の申込受付など小中学校等の環境学習を支援。	動く環境教室受講者数(累計)	H23 87,296人 H24 92,646人 H25 98,361人 H26 102,980人	累計99,000人	累計104,000人	累計109,000人	4,309	6,348	4,181	4	主に小中学校の希望により実施する「動く環境教室」は、年間72件の実施となった。これは、小中学校の授業で「環境」を扱う時期が集中しているため、非常に高い稼働率である。 動く環境教室の講師である「環境学習サポーター」は40名の登録である。	4	地球温暖化などの知識はあるが、依然として行動に結びつかない県民もいるため、実践的な環境学習は必要であり、県の環境学習の総合的な窓口である環境サポートセンターの役割は重要である。			
			地球温暖化防止地域活動推進 ※「地球温暖化対策地域協議会活動支援」と「地球温暖化防止活動推進員支援」を統合	環境森林部	環境エネルギー課	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を行うとともに、「地球温暖化防止活動推進員」が地域において地球温暖化防止の活動を行うために必要な情報の提供や研修を実施。 また、県内5地区に設置した「地球温暖化対策地域協議会」における地域での温暖化対策活動を実施。	地球温暖化防止活動推進員数	H23 228人 H24 228人 H25 205人 H26 203人	230人	205人	230人	1,429	1,635	1,220	4	地球温暖化防止活動推進員の活動支援(203名) 地域別研修会の開催(5回) 「推進員ニュース」の発行(3回)	4	温暖化対策は地域における地道な活動が大切であり、「地球温暖化防止活動推進員」は、地域における温暖化対策活動(自治会、町内会でのパンフレット配布、所属団体での節電研修の講師など)を機会がある毎に草の根的に行っており、その活動を引き続き支援する必要がある。			

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ11>12

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
			子ども環境教育推進 ※旧「県民アクション」から「地球温暖化防止県民アクション推進」の部分を統合	環境森林部	環境政策課	子どもの環境教育を推進するため、子どもエコクラブの活動を支援するとともに、移動環境学習車「エコムーブ号」を使った学校での体験型の環境学習を実施する。地球温暖化防止について、県民自ら行動することによる意識啓発を図り、家庭におけるライフスタイルの見直しを推進する。	①子どもエコクラブ登録市町村 ②動く環境教室受講者数(累計) ③リーフレット報告者数(延べ人数)	①H23 8市町村 H24 7市町村 H25 7市町村 H26 7市町村 ②H23 87,296人 H24 92,646人 H25 98,361人 H26 102,980人 ③H23 12,548人 H24 12,029人 H25 6,371人 H26 5,870人	①20市町村 ②累計99,000人 ③5,000人 H25からは児童・生徒用に子ども版のみとなり目標値変更	①20市町村 ②累計104,000人 ③5,000人	①全35市町村 ②累計109,000人 ③5,000人	3,518	3,610	1,981	子どもエコクラブの登録は、29クラブ、2,268名であった。子どもエコクラブのサポーターで企画・運営する「学習会」の参加者は83名、「交流会」は132名であった。動く環境教室の実施件数は、72件。子供たちが家庭で地球温暖化防止のための行動を実践する「地球温暖化防止県民アクション」で報告のあった二酸化炭素削減量は約13.6トンとなった。	4	学校教育を補完する体験型環境学習であり、子どもに環境について興味・関心をもってもらうために今後も学校や地域で体験的な環境学習プログラムを提供していく必要がある。	4	エコクラブ、エコムーブ号等、子どもたちの環境学習、環境に対する意識啓発に重要な役割を果たしているため、継続。		
			環境人材育成	環境森林部	環境政策課	環境学習・環境活動の地域の推進役として県に登録する環境アドバイザーの連絡協議会の運営を行うとともに、自ら主体的に活動できる人材を養成するため、環境学校(エコカレッジ)を開講する。	①環境アドバイザー登録者数 ②環境学校修了者数(累計)	① H23 327人 H24 254人 H25 275人 H26 292人 ② H23 0人 H24累計 15人 H25累計 32人 H26累計 53人	①350人 ②累計40人	①370人 ②累計60人	①411人 ②累計80人	360	331	191	環境アドバイザーは、県内各地で環境保全活動を実施するほか、県事業では地域環境学習推進事業への参画、レジ袋削減のための店頭啓発に協力している。また、環境アドバイザーへの支援として、研修会の開催、廃棄物・リサイクル課と「みんなのこみ減量フォーラム」を共同実施した。環境アドバイザー連絡協議会事務局の事務及びグリーンニュースを発行した。ぐんま環境学校(エコカレッジ)は、全8回の講座とフィールドワークを実施した。修了者の中には、具体的なボランティア活動を開始した者もいた。	4	県民が環境に関心を持ち、環境への影響を理解し、環境保全のための行動に移すためには、あらゆる場所での環境学習が必要であり、そのためにはリーダー等の育成が急務である。	4	研修・講座や情報提供等により、環境アドバイザー等の育成を通じ、地域における環境保全活動を推進するため、継続。		
			森林環境教育推進	環境森林部	緑化推進課	森林など緑とふれあう様々な体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めるため、緑の少年団活動の支援や森林公園等での体験イベント、指導者養成などを実施。	フォレストリースクール受講者数	H23 1,324人 H24 1,995人 H25 2,809人 H26 2,585人	2,200人	2,500人	2,500人	7,839	7,642	7,302	緑の少年団活動の活性化を図るため、運営費・活動費補助を実施。また、学校への講師派遣を行うフォレストリースクール等を通して、森林・林業に係る体験活動・学習機会の提供を行った。フォレストリースクール 37校、55回開催、参加者のべ2,585人	4	フォレストリースクール受講者数は年々増加しH22年度(1,144人)に比べH26年度(2,585人)は2倍以上になっている。次代を担う子供達や一般県民が森林や林業の重要性について学び、理解を深めてもらうことは、森林環境行政を進めるうえで極めて重要であることから、引き続き事業を実施する必要がある。	4	緑の少年団活動やフォレストリースクール等により、子どもたちに森林や環境に対する理解を深めてもらうための事業であり、継続。		
			ぐんま緑の県民基金事業 (森林環境教育指導者養成)	環境森林部	緑化推進課	ぐんま緑の県民税を導入し、フォレストリースクールや緑の少年団育成等の森林環境教育に係る各種事業の活性化を図るため、それぞれの事業ニーズにあった指導者を安定的に供給できる体制づくりを行う。	森林環境教育指導者数	H26 29人	—	20人	45人 ※H30までに100人養成	1,214	6,254	893	指導者養成講座の実施により、新たに29名の「緑のインタープリター」を養成した。	4	新たな指導者登録制度を開始するとともに、指導経験者対象の養成講座を平成26年度に実施し29名の「緑のインタープリター」を養成した。森林や自然に対する県民の関心と理解を深めるためには、知識・ノウハウのある指導者が不可欠なことから、指導者の計画的な養成を図っていく。	4	県民の森林等に対する理解を深めるために指導者の養成は必要であることから継続。		
			森林学習センター運営	環境森林部	緑化推進課	森林学習施設と憩の森を一体管理し、森林に関する知識や技術の習得、保養休息の場として提供することにより、森林・自然の機能や大切さを理解し、自然環境への意識向上や県民参加の森づくりへとつなげる。	来園者数	H23 11,753人 H24 11,858人 H25 11,118人 H26 11,215人	12,000人	12,500人	13,000人	13,534	65,584	13,326	自然講座、森林観察会、森であそぼう森で学ぼう教室等を実施し、県民の森林林業に対する理解の向上に努めた。自然講座 6回、森林観察会 9回、森であそぼう森で学ぼう教室 8回 行事内容の充実と多様化を図り、利用者拡大に努めた。また、森林環境教育事業及び森林ボランティア養成支援のための拠点として活用を図った。なお、老朽化した森林学習展示館の改修に先立ち、耐震診断を行い耐震補強が必要と判断された。	4	各種行事の開催、展示館、研修館の活用促進等により県民の森林・林業の理解を促進した。森とのふれあいを体験できる各種行事の開催や保健休養の場を提供する「憩の森」、展示館、研修館の運営により、県民の森林・林業に対する理解の向上を図ることは極めて重要である。	4	森林や自然の大切さを啓発するための拠点として、一定の役割を果たしており、継続。		

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価			
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
			緑化推進対策	再掲	環境森林部	緑化推進課	森林や緑を守り育てる大切さについて普及啓発を行い、緑豊かな郷土づくりを推進するため、県植樹祭をはじめとした様々な事業を実施。	県植樹祭参加者数	H23 1,100人 H24 1,000人 H25 900人 H26 1,000人	1,000人	1,000人	県内持ち回りにより、幅広く県民参加を呼びかける	4,788	4,783	4,512	東吾妻町あがつまふれあい公園で県植樹祭を開催。 緑化運動ポスター、緑化運動標語コンクールの実施や緑化推進委員会への補助等を通じて、緑化意識の啓発や身近な環境の緑づくりを推進した。	4	県植樹祭の参加者数は概ね1,000人程度で推移している。 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図る必要がある。	4	幅広い県民に緑化運動の推進や技術の普及を図ることができる事業であり、継続。	
			緑化センター運営	再掲	環境森林部	緑化推進課	緑化推進の拠点として、緑化技術の指導や緑化に関する普及啓発活動などを行うことにより、緑豊かでゆとりのある生活環境づくりを推進する。	来園者数	H23 31,752人 H24 36,898人 H25 39,672人 H26 41,839人	33,000人	34,000人	35,000人	13,898	13,539	13,660	緑化推進の拠点施設として、県民、県・市町村職員及び緑化関係者を対象に緑化講座等を開催するとともに、緑化相談の窓口である緑の相談室を開設し、緑化に関する知識の向上や技術の普及を支援した。 緑化講座等開催 27回、受講者 1,436人。 また、付随する平地林を活用し、県民や小中学生を対象に森林環境教育を実施し、森林・緑の重要性の理解の向上に努めた。 森林実習講座(森林環境教育)開催 16回、受講者 668人。	4	来園者や各種講座等の受講者は、増加傾向にあり、緑化技術の普及指導や森林環境教育、保健休養施設としての役割を果たしている。今後も森林に関する知識の普及等緑化推進の拠点としての役割を果たしていく。	4	講座等を開催し、森林に関する知識の向上に寄与しており、来園者も年々増加しているため、継続。 研修、講座の内容充実等を常に検討しながら来園者のニーズにこたえられる運営をしていくこと。	
(5)温室効果ガス削減のための率先実行																					
■ 温室効果ガス排出削減を率先して実行するため、県有施設の省エネ化を推進するとともに、事務・事業におけるエネルギー使用の削減を徹底します。																					
			自然史博物館ESCO事業		生活文化スポーツ部	文化振興課	設備改修等に要する費用を光熱水費や維持管理費の削減額で賄い、館の集中熱源や空調・照明機器等を改修・更新するほか、太陽光発電を導入する。 ・事業期間：H26～H38年度(13年度) ※H25は契約、工事、試運転等を実施 ・事業方式：シェアード・セイビング方式(民間資金活用で、県の初期投資が不要)	省エネ率(一次エネルギー削減率)	H26 44.9%	-	40.5%	40.5%	61,812	61,812	61,812	H25年度の設備改修工事及び試運転を経て、H26年4月からサービスが開始された。 H26年度の省エネ率(光熱水費の削減率)は、44.9%と大きく上回った。	4	運転初年度の効果を検証した結果、大きく目標を上回った。今後も効果を検証しながら、効率的な運営に努める。	4	引き続き、光熱水費削減効果など、ESCO事業導入の効果を検証していく必要があるため継続。	
			温暖化対策率先実行 ※「省エネ改修推進枠」と「率先実行普及促進」を統合		環境森林部	環境エネルギー課	県有施設における温室効果ガス排出削減のため、省エネ改修を計画的に実施し、節電効果を最大限高めるとともに経費の削減を図る。 また、県有施設へのESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先して取り組み、省エネルギーと温室効果ガス排出の削減を推進する。	県庁における温室効果ガス排出量	H23 130.6千t H24 141.4千t H25 139.5千t H26 H27年11月頃把握予定	-	-	H32年度の排出量 H19年度比▲11%(118千t)	42,942	24,364	33,037	夏期の電力不足に対する節電対策を重点とし、以下の改修を実施。 ・デマンド監視装置の設置 3施設 ・照明設備の高効率化 21施設 ・窓の遮熱フィルム貼り付け 7施設(平成26年度の効果) ・電力使用量削減効果(246,990kWh/年) ・電力使用料削減効果(5,186千円/年(投資回収年数約6年)) ・CO2削減効果(131t-CO2/年) ②・ESCO事業の推進 (H26総合交通センターCO2削減実績:159.7t) (H26生涯学習センターCO2削減実績:189.8t) (H26自然史博物館ESCO改修:731.5t) ・公用車のエコカー導入(ハイブリッド車5台、低燃費低排出ガス車13台) ※ESCO事業とは、プロポーザル方式により民間の高度な省エネノウハウを活かした施設の省エネ改修・維持管理を実施することで、大幅な省エネが達成・保証され、その省エネ削減額で改修費・維持管理費等を賄う制度。	4	県有施設における温室効果ガス排出削減のため、県有施設の省エネ改修の計画的な実施、またESCO事業導入や公用車のエコカー更新などに率先に取り組む必要がある。	4	温室効果ガス排出削減のため、県有施設における節電対策の推進、ESCO事業・エコカーの導入は重要であり、継続。 なお、事業実施にあたっては、投資回収年数など、費用対効果の十分な検討を行うこと。	
■ 公共建築物における木材利用を推進します。																					
			県有施設木造化推進事業		県土整備部	建築課	「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、「木造計画・設計基準」に準拠した県有施設の営繕工事を実施することにより、県産木材の積極的な利用を図る。	木造化率(%) (木造とした棟数/法的に木造とすることが可能な施設の棟数×100)	H23 :100% H24 :該当なし H25 :100% H26 :該当なし	67%	67%	67%	部局予算対応	部局予算対応	-	既存建築物の改修、建築基準法等の規制により、主要構造部を木造とする対象工事がなかった。	4	「公共建築物等木材利用促進法」に基づく県の方針に従い、県産木材の積極的な利用促進を図る必要がある。	4	県が率先して県産木材の利活用を進めていく必要があるため継続。	

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標							予算額		部局評価	財政課評価				
								成果(結果)を示す項目	実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
			公共施設等県産材活用推進	新規	環境森林部	林業振興課	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共建築物等における県産材の活用を推進する。	①素材生産量 ②人工乾燥材生産量	-	-	① 300千m3 ② 50千m3		10,000		平成27年度新規事業のため、事業評価対象外							
(6)循環型社会づくり																						
■ 循環型社会づくりに向け、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する市町村の取組支援、排出事業者の指導強化などを行います。																						
			買い物から始まる新たなリサイクルルート推進 ※旧「県民アクション」から「地球温暖化防止県民アクション」の部分分離	再掲	環境森林部	環境政策課	地球温暖化防止と3Rの推進について、県民自ら行動することによる意識啓発を図り、家庭におけるライフスタイルの見直しを推進する。	「県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」参加事業者数	H23 14事業者 H24 14事業者 H25 14事業者 H26 14事業者	20事業者	20事業者	32事業者	50	200	50	平成26年6月27日に協議会の総会を開催した。 普及啓発資材として、ポケットティッシュ20,000個、A5版チラシ20,000部を作成。 消費者団体を中心とする店頭啓発は6月と10月、11月に実施し、34回、延べ267名の動員があった。 その他、県内5ヶ所の地域のイベントでも普及啓発を行った。 協力店舗の登録は、年度末で38事業者、340店舗であった。	4	レジ袋を有料にする店舗は、徐々に増えてきているが、今後の飛躍的な伸びは期待できない。しかし、マイバック・マイバスケットの認知度は高く、各店舗とも導入はしており、一定の成果は上がっている。 今後は、よりごみの減量化に結びつく3R推進に力を入れる必要があり、協議会の継続は必要である。	4	県民に地球温暖化対策について考えてもらうための事業であり、今後もゴミの減量化に結びつくような事業は大切であるため継続。		
			循環型社会づくり推進対策		環境森林部	廃棄物・リサイクル課	循環型社会づくりの推進に向けて、県民への普及啓発を図るとともに、市町村・関係団体等と協働で3R推進策を調査検討、導入促進を図る。	1人1日当たりごみ排出量	H23 1,076g H24 1,059g H25 1,050g H26 来年度調査	1,000g	1,000g	1,000g	1,441	1,436	409	次期「群馬県循環型社会づくり推進計画」策定のため基礎調査を実施した。有識者、事業者、市町村等で構成される「ぐんま3R会議」で古着のリユースを推進し、市町村が新たに古着等のリユースを始めるきっかけとなった。県民への直接的な働きかけ・啓発のため、「みんなのごみ減量フォーラム」、「ぐんま3R宣言」、「3Rリーダー派遣事業」を実施した。	4	「群馬県循環型社会づくり推進計画」を推進し、ごみ排出量が全国順位で低い状況にある状況を早期に脱却するため、「ぐんま3R推進会議」で情報共有や意見交換を行うなど市町村の取組を支援するとともに、県民への普及啓発を積極的に進めていく必要がある。	4	「群馬県循環型社会づくり推進計画」の進捗管理やごみ減量化のための普及啓発は重要であり、継続。		
			自動車リサイクル法等対応		環境森林部	廃棄物・リサイクル課	①自動車リサイクル法の登録や許可(更新)を行うほか、事業者への立入検査を行う。 ②家電、パソコン、容器包装リサイクル等の普及啓発を図る。	①立入検査数 ②家電・パソコンリサイクル広報実績	① H23 249件 H24 193件 H25 127件 H26 208件 ② H23 65件 H24 49件 H25 44件 H26 12件	①270件 ②50件	①120件 (中核市分を除く) ②50件	①120件 (中核市分を除く) ②50件	2,145	2,953	1,591	自動車リサイクル法関連事業者の登録(更新)・許可(更新)事務ならびに事前協議を適正に実施した。また、随時立入検査を実施し、事業者指導を適正に行った。	4	自動車リサイクル法に基づく登録や許可等の審査事務は、適正に行う必要がある。また、行為義務を果たしていない事業者が散見されることから、継続して立入検査を実施する必要がある。	4	自動車リサイクル法に基づく登録・許可等の事務や立入検査であり、継続。		
			廃棄物処理施設関連市町村支援指導		環境森林部	廃棄物・リサイクル課	市町村と連携し、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理を推進していくための支援事業を実施する。	県広域化計画に基づく広域化に関する検討等の取り組みを行っているブロック数	H23 3ブロック H24 4ブロック H25 4ブロック H26 4ブロック	4ブロック	4ブロック	6ブロック	110	115	50	県広域化計画に基づくブロック毎の協議設立準備会等の開催 ・太田館林ブロック 協議会設立済 ・藤岡富岡ブロック 協議会設立済 ・吾妻ブロック 準備会設立済 ・利根沼田ブロック 準備会前説明会済	4	県は関係市町村が広域化(施設集約)について協議できる環境づくり(ブロック協議会設立準備)を担っている。市町村の枠を超えた協議会の設立準備は県が行うことが適当。また広域化は参考となる廃棄物施策や交付金関連情報の提供も必要。	4	一般廃棄物処理の広域化を図るため、市町村の協議の場の確保等は重要であり、継続。		
			一般廃棄物処理広域化計画改定	新規	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	H28年度末で終了する一般廃棄物処理広域化計画の改定を行う。	一般廃棄物処理広域化計画の改定(平成28年度中)	-	-	-	-	5,368		平成27年度新規事業のため、事業評価対象外							
■ PCB廃棄物の適正処理など、廃棄物の適正処理を推進します。																						
			放射性物質汚染対処特別措置法遵守状況監視	再掲	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	放射性物質汚染対処特別措置法の施行に伴い適用となる廃棄物処理基準の遵守状況を監視し、必要な指導を行う。	立入検査数	H24 25施設 H25 25施設 H26 25施設	25施設	25施設	25施設	640	648	278	放射性物質汚染対処特別措置法に基づく特定一般廃棄物処理施設である焼却施設及び最終処分場から排出される排出ガスや排水の放射能濃度の基準の適合状況を立入検査等により監視した。対象全25施設が基準に適合していた。	4	焼却施設から排出される焼却灰等の放射能濃度は下がり続けているものの、排出ガスや最終処分場放流水の放射能濃度は、施設の適正管理により基準以下に保たれることから、引き続き施設の管理状況の監視を行うことが重要である。	4	基準の遵守状況を確認するため、立入検査等は継続。		

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(H28年度予算への対応)					
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価		
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)								
			PCB廃棄物適正処理広域協議会 参画	環境森林部	廃棄物・リ サイクル課	北海道ブロック広域処理事業において、県内PCB廃棄物の適正な処理を進める。	県内高濃度PCB廃棄物処理台数	トランス・コンデンサ1,274台 (H20~H23年度) H24 396台 H25 684台 H26 628台	500台	500台	500台	24,973	12,394	12,130	県内から発生した高濃度PCB廃棄物である高圧コンデンサ等628台ならびにPCB汚染物の処理をJESCOにて行った。また、中小企業の処理費用助成として基金に対して県として、出えん金の負担を行った。	4	県内のPCB廃棄物等保管事業所は、1688あり、処理を継続する必要がある。国の基本計画でJESCO北海道PCB処理事業所が35年度末で終了することから、県としても処理推進を啓発する必要がある。また、PCB廃棄物等の処理には、高額な費用負担が生じるため、中小企業者支援として、基金への出えん金を継続する必要がある。	4	PCBの適切な処理を推進するため、国の制度に基づいた中小企業支援は必要であり、継続。	
			産業廃棄物情報基盤整備	環境森林部	廃棄物・リ サイクル課	産廃情報相談員による排出事業者への立入り指導を実施すると共に、産廃情報の提供を行う。	産業廃棄物相談員の立入調査件数	H23 468件 H24 458件 H25 369件 H26 315件	400件	400件	400件	6,999	7,518	7,150	産業廃棄物相談員の立入調査315件を実施するとともに、廃棄物処理法改正情報等について、ホームページ「産業廃棄物情報」を通じて情報提供を行った。	4	排出事業者処理責任の明確化の流れを受け、引き続き、必要な法令等改正情報や各種資料等を効率的に取得できるように、立入指導及び情報提供を積極的に行う必要がある。	4	産業廃棄物の排出者や処理業者等への立入指導や情報提供により、法令に基づく適正な運営・管理を促すことは重要であり、継続。	
■ 県警、市町村との情報共有体制の確立、広報啓発等により廃棄物の不適正処理を防止するための監視指導を強化します。																				
			不法投棄等監視指導	環境森林部	廃棄物・リ サイクル課	産廃Gメンによる県内巡視や県警ヘリによる空からの不法投棄監視などを通じて産廃物不適正処理の未然防止や不法投棄事業の早期発見・早期解決に努める。	①不法投棄原状回復率 ②年間不適正処理事案認知件数	①不法投棄原状回復率 H23 63% H24 55% H25 25% H26 38% ②年間不適正処理事案認知件数 H23 136件 H24 91件 H25 61件 H26 42件	50% 150件	50% 150件	60% 120件	26,738	29,334	23,857	「産廃110番」による情報入手(58件) 産廃Gメンによる定期巡視(延べ1,440人日、5,327箇所) 民間警備会社委託による休日・夜間監視(140日/年、延べ1,308箇所) 県警ヘリを活用したスカイパトロール(25回)	4	産廃物不法投棄等の未然防止・早期発見・早期解決に繋げることができ、不法投棄の新規認知件数は減少傾向にある。 しかし、不法投棄と化すおそれのある不適正保管事業が多数残存していることや、重大な事案が突発することもあり、今後も引き続き、産廃物処理の適正化のため監視指導等に取り組む必要がある。	4	産廃物の不法投棄を防止するためのパトロール等に要する経費であり、継続。	
			不法投棄監視市町村連携	環境森林部	廃棄物・リ サイクル課	県下統一かつ効率的な監視指導を図るため、群馬県・前橋市・高崎市産業廃棄物対策連絡会議を設置して、連携協力を図るとともに、市町村に対し、監視カメラの貸出しを行う。	併任締結市町村率	H23 87.9% H24 87.9% H25 87.9% H26 96.9%	90%	90%	94%	56	56	25	H26年度末県職員併任発令実績(32/33市町村、合計93人) 不法投棄等監視カメラ貸出実績(1件)	4	市町村との連携を図ることにより、効果的な監視・指導を実施した。 不法投棄の未然防止・早期発見・早期解決には行政機関相互の連携が有効であるので、今後も引き続き市町村との連携を図っていく必要がある。	4	産廃物の不法投棄の未然防止・早期発見のために、市町村との連携を推進することは重要であり、継続。	
			土砂埋立て適正化推進	環境森林部	廃棄物・リ サイクル課	土砂による埋立てを行う区域以外から排出された土砂を搬入し、3,000㎡以上の面積を埋立てる行為(特定事業)を許可制とし、土砂による埋立ての適正化を推進する。	立入検査件数	H25 37件(下半期条例施行) H26 138件	—	30件	30件	496	490	49	H26年度特定事業許可件数(許可8件 変更許可7件) H26年度末土砂条例制定市町村(10市町)	4	厳正な許可審査や立入検査等により土砂埋立て事業の適正化を推進してきた。 また、県土砂条例の規制が及ばない不適正な土砂の埋立て事業に対応するため、市町村に対して市町村条例の提供や条例の必要性の説明など地域の実情に応じた市町村条例の制定促進に取り組んだ。 次年度以後も、より一層の土砂埋立て事業の適正化を推進するため、厳正かつ適切な事務を執行する。	4	県民の安全・安心のため、土砂埋立て事業の適正化を推進していくことが必要であり、継続。	
2 地球環境を守る持続可能な社会づくり 小計 8,552,614																				